

お客様 各位

事業本部制導入のお知らせ

山形中央信用組合
理事長 井口 裕士

皆様には、日頃より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

この度、当組合では、従来の店舗における窓口サービス機能を維持しつつ、限りある人的資源を最大限に活用していく観点から、渉外担当職員による訪問活動などの一層の効率化を図るために、全店において「事業本部制」を令和元年6月10日から順次導入することといたしました。

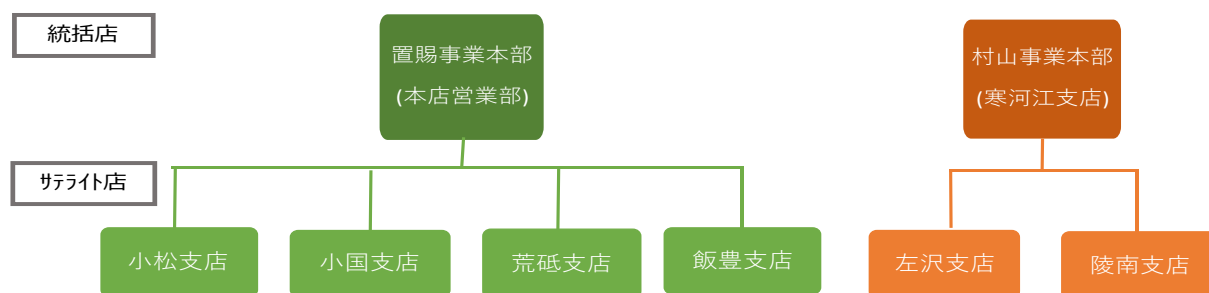
この事業本部制とは、当組合の営業エリアを「置賜事業本部」と「村山事業本部」という2つの事業本部が管轄する区域に分け、各事業本部がエリア内の店舗ならびに渉外担当職員を一括して管理するシステムのことです。

具体的には、置賜事業本部を現本店営業部内に設置し、同営業部を統括店と位置付け、その傘下となる小松支店、小国支店、荒砥支店、飯豊支店をサテライト店(子店舗)として管理・運営いたします。同様に、村山事業本部についても、現寒河江支店内に設置し、同支店を統括店とし、その傘下となる左沢支店、陵南支店をサテライト店として管理・運営いたします。

なお、統括店、サテライト店ともに、これまでと同様、窓口でのご預金やお振込みなどの手続きのほか、各種個人ローンのご相談にもお応えしてまいります。また、個人ローン以外の融資のご相談に関しましても、従前と同様に、渉外担当職員がお客様宅へ訪問いたします。このため、今般の事業本部制導入に伴うお客様へのサービス機能は、全ての店舗において変わりませんので、引き続きご利用を賜りますよう、お願いいたします。

当組合は今後とも、地域に根差した協同組織金融機関として、お客様個々のニーズに則した付加価値の高い商品や金融サービスの提供に努めてまいります。引き続き、山形中央信用組合をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事業本部制導入後の店舗体制】



※ 統括店、サテライト店ともに、取扱業務に変更はありません。

ただし一部の事業性ローンは、渉外担当職員が対応させていただくことがあります。

あした 未来につなぐ あなたと、あなたの大切な人の笑顔



山形中央信用組合

YAMAGATA CHUO SHINYOKUMIAI

お問い合わせ:0238-84-2397(推進部)